

月報私学

4
2009
VOL.136

日本私立学校振興・共済事業団広報



桜満開の春のキャンパス
写真提供：学校法人創価大学(東京都八王子市)

CONTENTS

- 平成20年度 私立大学等経常費補助金最終交付状況と配分方法の主な変更点 2
- 平成21年度 私立大学等経常費補助金の予算 5
- 平成21年度 学校法人基礎調査の実施について 6
- 「経営改善計画立案・実施のための基礎知識」をホームページに掲載しました 7
- 平成21年度の掛金率が確定しました／
短期掛金率のうち「特定保険料率に相当する掛金率」のお知らせ 8
- 平成21年度の特定健康診査の概要について 10
- 平成21年度 私学事業団海外研修旅行(加入者コース)の募集／
学校の福利厚生担当者を対象とするセミナーのご案内 11
- 58歳に到達した加入者を対象に「私学ねんきんメール」をお送りします 12
- みんなのしがくきょうさい 私学共済制度の基礎知識② 13
- I N F O R M A T I O N 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 16

平成20年度 私立大学等経常費補助金 最終交付状況と配分方法の主な変更点

I 交付状況

平成二十年度私立大学等経常費補助金については、三、二四八億二、七〇八万三、〇〇〇円を八七三校に交付しました。このうち、特別補助は、三四・三%に当たる一、一二億七、一〇〇万円となっています。

(表1-1、1-1-2参照)

II 配分方法の主な変更点

平成二十年度私立大学等経常費補助金の算定に当たり、配分方法の一部を変更しました。主な変更点は次のとおりです。

一般補助

①私立大学等又は私立大学等の学部等にかかる不交付となる定員超過率

収容定員に対する在籍学生数の割合

一・五八倍以上→一・五〇倍以上

入学定員に対する入学者数の割合

一・四三倍以上→一・三〇倍以上

(ただし、二十二年度

までの経過措置)

二十年度 一・四〇倍以上
二十一年度 一・三七倍以上
二十二年度 一・三四倍以上

※医・歯学部の入学生数に対する入学者数の割合は変更ありません(一・一倍以上)。

②教職員福利厚生費にかかる経常的経費の算定

a. 専任教職員にかかる雇用保険の標準経費の改定

大学教員 六六千円→五二千円
短期大学・高等専門学校教員 五六千円→四四千円
職員 四一千円→三二千円

b. 非常勤教員にかかる雇用保険の掛金の改定

一一・五/一〇〇〇→九/一〇〇〇

c. 専任教職員にかかる私学共済長期掛金の標準経費の改定

大学教員 三三六千円→三四六千円
短期大学・高等専門学校教員 二八五千円→二九四千円
職員 二一一千円→二七千円

d. 非常勤教員にかかる私学共済長期掛金の掛金率の改定

五八・六一/一〇〇〇
→六〇・三八/一〇〇〇

③調整係数表、調整係数補正表

a. A調整において、定員割れ学部等に対する減額措置を強化しました。この措置については、二十三年度までに漸次強化する予定です(平成二十年二月十二日付け私振補第十二号「平成二十年度以降の定員割れ学部等への減額措置について(お知らせ)」参照)。

表1-1 平成20年度 私立大学等経常費補助金交付状況

区分	学校法人数			学校数			補助金額	
	総数(A)	交付法人		総数(C)	交付校		当初予算額	交付決定額
		法人数(B)	(B)/(A)		学校数(D)	(D)/(C)		
一般補助	大学	法人 541	法人 502	% 92.8	校 589	校 536	% 91.0	千円 194,347,342
	短期大学	130	114	87.7	384	334	87.0	18,785,715
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	423,026
	計	672	617	91.8	976	873	89.4	213,597,000
特別補助	大学	541	501	92.6	589	533	90.5	104,638,176
	短期大学	130	114	87.7	384	333	86.7	6,521,640
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	111,184
	計	672	616	91.7	976	869	89.0	111,271,000
合計	大学	541	502	92.8	589	536	91.0	298,985,518
	短期大学	130	114	87.7	384	334	87.0	25,307,355
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	534,210
	計	672	617	91.8	976	873	89.4	324,868,000

b. 調整係数補正表2の教員給与指数及び職員給与指数による調整の算出基礎となる一人当たりの年間平均給与費を改定しました。

教員

一、一三五千円→一、三三〇千円

職員

七、〇八九千円→七、二一四千円

特別補助

①補助項目等の改組・メニュー化

「1. 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援」については、ABCの申請ゾーンごとに定められている補助項目の見直しを行いました。また、ゾーンの申請方法については、各学校が保有する機能に応じて1つのゾーンを「最も比重を置くゾーン」として選択し、さらに複数の機能を併有している場合はそのゾーンを「併有するゾーン」として選択することが可能となりました。

(次頁表2参照)

②「9月入学の推進」の創設

国際化・多様化を通じ世界から優秀な学生が集まる大学にするとの観点から、九月入学枠の設定を促進するため、「1. 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援」の「就学機会の多様化推進メニュー群」に「9月入学の推進」を創設しました。

(次頁表2参照)

③「先端的学術研究推進メニュー群」の整理・統合

私立大学が行う経営戦略や研究戦略上意欲的なプロジェクトをきめ細かく支援し、研究基盤の強化や大学の機能分化の促進を図るため、「1. 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援」の「先端的学術研究推進メニュー群」内の「学術研究高度化推進」を「戦略的研究基盤形成支援事業」と名称を改めたうえで、整理・統合し、重点的かつ総合的な支援を行うるようにしました。

(次頁表2参照)

※詳しくは、本事業団ホームページ内の私立大学等経常費補助金取扱要領・配分基準
http://www.shigaku.go.jp/s_hojjo20y.pdf
 及び配分基準別記7(特別補助) http://www.shigaku.go.jp/s_tokuhoh20y.pdf
 (二十一年二月改正版)を参照ください。

問い合わせ先(私学振興事業本部) 助成部 補助金課
 ☎〇三(三三三三〇)七三〇〇〜七三一一
 Eメール hojokin@shigaku.go.jp



表1-2 平成20年度 私立大学等経常費補助金特別補助交付状況

項目名	予算額	実績	
		対象	交付額
	千円	校	千円
1. 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援 ^(注)	100,529,000	864	100,529,000
Aゾーン【地域社会のニーズに応える教育の推進】		463	16,158,897
Bゾーン【個性豊かで多様な教育の推進】		252	19,547,075
Cゾーン【教育研究活動の高度化・拠点の形成】		149	64,823,028
2. 新たな学習ニーズ等への対応	2,800,000		3,089,405
1 新規学習ニーズ対応プログラム支援経費	800,000		800,000
(1) 新規学習ニーズ対応プログラム支援		51	93,000
(2) 教育訓練講座		81	125,333
(3) 公開講座		381	221,575
(4) 科目等履修生		620	360,092
2 授業料減免事業等支援経費	2,000,000	385	2,289,405
3. 高等教育機関の質の確保	800,000		510,595
多元的評価支援経費		702	510,595
4. 特定分野の人材養成支援	6,342,000		6,342,000
1 専門職大学院等支援経費	5,700,000		5,700,000
(1) 特定大学院支援経費		35	1,048,316
(2) 法科大学院支援経費		49	4,651,684
2 看護師・社会福祉士・特別支援学校教員等養成支援経費	642,000		642,000
(1) 看護師養成		53	243,781
(2) 社会福祉士・特別支援学校教員等養成		381	398,219
5. 定員割れ解消等の改善に取り組んでいる大学等に対する支援	800,000		800,000
定員割れ改善促進特別支援経費		61	800,000
特別補助計	111,271,000	869	111,271,000

(注)「1. 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援」の集計値は、最も比重を置くゾーンごとの集計となっています。

表2 私立大学等経常費補助金特別補助内訳比較表

<平成19年度>

<平成20年度>

〔特別補助〕		(単位:百万円)		
1. 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援				
メニュー 各大学が、A～Cの申請ゾーンを選択 (網掛けは各ゾーンにおいて優先的に申請できるメニュー)	A: 地域社会のニーズに応える教育の推進	B: 個性豊かで多様な教育の推進	C: 教育研究活動の高度化拠点の形成	100,729
○ 知の拠点としての地域貢献支援メニュー群				
1 地域の知の拠点活性化支援				
2 地域の子育て・ものづくり支援				
3 地域教育コンソーシアム形成支援				
4 地域共同研究支援				
5 大学等施設の開放支援				
○ 就学機会の多様化推進メニュー群				
1 社会人の入学の推進				
2 編入学の推進				
3 専門高校卒業者の入学の推進	※1	※1		
4 帰国学生の入学の推進				
5 外国人留学生の入学の推進			※3	
6 障害者の入学の推進				
○ 大学院教育研究高度化支援メニュー群				
1 大学院の基盤整備・拠点重点化支援				
2 リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター等支援				
3 ティーチング・アシスタント支援				
○ 学部教育の高度化・個性化支援メニュー群				
1 教育・学習方法等改善支援		※4		
2 短大・高専の教育組織の高度化(専攻科)支援				
3 単位互換の推進				
4 インターシップの推進				
5 高大連携の推進	※2	※2		
6 外国大学等との学生の交流支援				
7 夜間部・通信教育等支援				
8 海外研修派遣支援				
○ 先端的学術研究推進メニュー群				
1 学術研究高度化推進				
(1)ハイテク・リサーチ・センター				
(2)学術フロンティア推進				
(3)社会連携研究推進				
(4)オープン・リサーチ・センター				
2 研究施設・設備等運営支援				
3 研究連携コンソーシアム形成支援				
4 教員の流動化促進支援				
○ 高度情報化推進メニュー群				
1 情報通信設備(借入)支援				
2 教育学術情報ネットワーク支援				
3 教育学術コンテンツ支援				
4 教育研究情報利用支援				

※1、※2 算定基礎となる人数を合算して算定
 ※3 大学院生が対象
 ※4 採択制項目につき、選択ゾーンに関係なく申請可

2. 新たな学習ニーズ等への対応	
1 新規学習ニーズ対応プログラム支援経費	1,000
2 授業料減免事業等支援経費	2,000
3. 高等教育機関の質の確保	
多元的評価支援経費	800
4. 特定分野の人材養成支援	
1 専門職大学院等支援経費	5,700
2 看護師・社会福祉士・特別支援学校教員等養成支援経費	642
5. 定員割れ解消等の改善に取り組んでいる大学等に対する支援	
定員割れ改善促進特別支援経費	400
特別補助 計	111,271

〔特別補助〕		(単位:百万円)		
1. 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援				
○ 各大学がA～Cの申請ゾーンを選択 ○ 複数のゾーンの選択も可能 その場合、最も比重を置くゾーンは算定額の100%、それ以外は80%を補助。 (各ゾーンの網掛けメニューのみ算定)	A: 地域社会のニーズに応える教育の推進	B: 個性豊かで多様な教育の推進	C: 教育研究活動の高度化拠点の形成	100,529
○ 知の拠点としての地域貢献支援メニュー群				
1 地域の知の拠点活性化支援				
2 地域における社会貢献事業支援				
3 地域教育コンソーシアム形成支援				
4 地域共同研究支援				
5 大学等施設の開放支援				
○ 就学機会の多様化推進メニュー群				
1 社会人の入学の推進				
2 編入学の推進				
3 専門高校卒業者の入学の推進	※1	※1		
4 帰国学生の入学の推進				
5 外国人留学生の入学の推進				
6 9月入学の推進【新規】				
7 障がい者の入学の推進				
○ 大学院教育研究高度化支援メニュー群				
1 大学院の基盤整備・拠点重点化支援				
2 リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター等支援				
3 ティーチング・アシスタント支援				
○ 学部教育の高度化・個性化支援メニュー群				
1 教育・学習方法等改善支援		※3		
2 短大・高専の教育組織の高度化支援				
3 単位互換の推進				
4 インターシップの推進				
5 高大連携の推進	※2	※2		
6 外国大学等との学生の交流支援				
7 夜間部・通信教育等支援				
8 海外研修派遣支援				
○ 先端的学術研究推進メニュー群				
1 戦略的研究基盤形成支援事業		※3		
2 研究施設・設備等運営支援				
3 研究連携コンソーシアム形成支援				
4 教員の流動化促進支援				
○ 高度情報化推進メニュー群				
1 情報通信設備(借入)支援				
2 教育学術情報ネットワーク支援				
3 教育学術コンテンツ支援				
4 教育研究情報利用支援				

※1、※2 算定基礎となる人数を合算して算定
 ※3 採択制項目につき、選択ゾーンに関係なく申請可

2. 新たな学習ニーズ等への対応	
1 新規学習ニーズ対応プログラム支援経費	800
2 授業料減免事業等支援経費	2,000
3. 高等教育機関の質の確保	
多元的評価支援経費	800
4. 特定分野の人材養成支援	
1 専門職大学院等支援経費	5,700
2 看護師・社会福祉士・特別支援学校教員等養成支援経費	642
5. 定員割れ解消等の改善に取り組んでいる大学等に対する支援	
定員割れ改善促進特別支援経費	800
特別補助 計	111,271

平成21年度 私立大学等経常費補助金の予算

平成二十一年度私立大学等経常費補助金の予算については、対前年度三十億八、六〇〇万円減の総額三、二一七億八、二〇〇万円を計上しています。

骨太の方針二〇〇六に基づく対前年度比一%減については、二十一年度は一般補助・特別補助共に、対前年度比〇・九五%減とすることで対応しました。

特別補助における変更点としては、「各大学等の特色を活かせるきめ細やかな支援」に、教育の質向上、地域活性化への貢献の取組を支援する新規項目として「大学教育の質向上への一体的な取組支援」、「地域社会のニーズに応える人材養成支援」を設けました。また、既存の補助項目の枠組みを見直し、「総合的な地域活性化事業支援」、「世界を舞台に活躍する人材養成支援」、「ICT活用教育研究支援」に変更することで、より効果的な支援を図りました。

さらに、経済的に就学困難な学生に対する授業料減免や就職支援に取り組む大学等を支援するため、「学生の経済的負担軽減等のための支援」を五億円増額したほか、さまざまな経営改善に向けた取組を支援するため、「自主的に経営改善に取り組む大学等への支援」を四億円増額しました。

(文部科学省高等教育局)

私学部私学助成課

平成21年度私立大学等経常費補助金予算額(案)内訳

(単位:百万円)

区 分	21年度 予算額(案)	20年度 予算額	差 引 増減額
一 般 補 助	211,568	213,597	△2,029
特 別 補 助	110,214	111,271※	△1,057
1. 各大学等の特色を活かせるきめ細やかな支援 (・大学等の質保証メニュー(新規) ・地域活性化貢献支援メニュー(新規) ・大学等の国際化推進メニュー(新規)等)	100,814	(100,529)	
2. 学生の経済的負担軽減等のための支援	2,500	(2,000)	
3. 自主的に経営改善に取り組む大学等への支援	1,200	(800)	
4. 特定分野の人材養成支援	5,700	(6,342)	
合 計	321,782	324,868	△3,086

※平成20年度限りの経費である「新たな学習ニーズ等への対応」、「高等教育機関の質の確保」を含みます。

私学事業団の刊行物

経営実務に
役立つ一冊



学校法人の経営に関する実務問答集《第3次改訂版》

学校法人から寄せられた会計、税務及び法令等の経営実務に関する様々な相談の中から他の学校法人においても参考となりそうな内容をQ & A形式にまとめて掲載しています。学校法人の経営実務にぜひお役立てください。

■平成20年12月刊 ■A5判 362頁 定価3,500円(税込) ※送料別途

◎購入を希望される方は下記までお問い合わせください。

NPO 法人 学校経理研究会 (TEL 03-3239-7903 FAX 03-3239-7904)

※その他「今日の私学財政」「私学経営情報」等が購入できます。

平成21年度学校法人基礎調査の実施について

大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校を設置する学校法人を対象として、平成21年度「学校法人基礎調査」を4月初旬から中旬に学校法人理事長あてにお送りします。

本調査により得られた情報は、ワンソース・マルチユース環境のメリットを活かし、経営相談、融資、補助金交付等の私学事業団における各種業務資料、また、私学団体での分析のための資料、文部科学省による私学振興方策等の企画、立案及び予算要求のための資料として活用しています。

大学、短期大学、高等専門学校法人におかれましては、すでに納付金調査にご協力いただき、ありがとうございました。引き続き基礎調査へのご協力をお願いします。

また、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校の各法人におかれましても、例年どおりのご協力をよろしくお願いします。

大学・短期大学・ 高等専門学校法人の皆様へ

調査票の提出方法は、インターネットを利用した「基礎調査票eマネージャ」のみとなります。

システム環境等により「基礎調査票eマネージャ」をご利用できない場合は、私学情報室までご相談ください。

調査に関連するお知らせ等を「電子窓口」へ随時掲載する予定ですので、ご利用ください。

また、昨年同様、「操作マニュアル・入力要領(冊子)」は郵送いたしません。「eマネージャ専用連絡掲示板」又は「電子窓口」からダウンロードし、ご利用ください。

■変 更 点■

卒業生進路状況調査【調査票区分一八】産業別就職者数入力欄の更新

卒業生進路状況調査・産業別就職者数の区分を平成十九年十一月に改正された「日本標準産業分類」に合わせ、更新しました。

なお、平成二十年度調査におきましては、未更新のため、区分の読み替え等のお手数をおかけしたことを改めておわび申し上げます。

高等学校・中等教育学校・ 中学校・小学校法人の皆様へ

「基礎調査票eマネージャ」のご利用をお願いします

「基礎調査票eマネージャ」とは

「基礎調査票eマネージャ」(以下「eマネージャ」といいます)はインターネットを使用して調査を実施するシステムです。学校法人における操作方法は、電子媒体(フロッピーディスク)を利用した場合とほぼ同じです。

■メ リ ッ ト■

学校法人基礎調査の提出は、「eマネージャ」、「電子媒体(フロッピーディスク)」又は「紙」の三通りの方法がありますが、「eマネージャ」をご利用いただくと、次のようなメリットがあります。

①インターネットによる提出のため、提出期限間際まで作業することが可能になります。

②認証システム、暗号化システムを導入しているため、情報のセキュリティを保つことが可能になります。

③同時に複数の部署で作業することが可能になります。

「eマネージャ」を活用したインター

ネットでの調査の普及・促進は、本事業団が推進しています。私学データバンクの構築には不可欠であり、すでに約八〇%の学校でご利用いただいています。

また、「eマネージャ」をご利用いただく際にインポートした認証により、「私学データ作成システム」及び「今日の私学財政閲覧システム」もご利用いただけます。

なお、現在、提出方法のひとつとしてご利用いただいている『電子媒体化システム』につきましては、Windows Vistaには対応しておりません。また、Microsoft Access 2007がインストールされているパソコンではご利用できません。「eマネージャ」へ提出方法の変更をお願いします。

また、昨年度「eマネージャ」で提出いただいた学校法人には、電子媒体化システムの「操作マニュアル」及び「入力要領」は郵送していません。

決算書のご提出をお願いします

基礎調査票を提出される際に、平成二十年度決算書(写)一部を私学情報室あてにご郵送くださるようお願いいたします。

ご提供いただいた決算書は、基礎調査票の財務関連数値の確認に利用させていただきます。統計分析資料作成における

貴重な資料となっています。なお、基礎調査同様、調査目的以外に使用することはありません。

送付先

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-11-12

日本私立学校振興・共済事業団

私学情報室

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎〇三（三三三〇）七八四〇～七八四三

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp



ご提供しているシステムのセキュリティレベルについて

セキュリティの確保

私学事業団では、認証システム、暗号化システムを導入し、現段階における最大限のセキュリティ対策を講じています。不正アクセスや「なりすまし」によって、情報の流出や改ざんが起これないよう、また、通信中のデータを見られてもシステムになっていません。

・証明書の取り扱いについて

「基礎調査票e-マネージャ」等のシステムにアクセスするには、(電子)証明書、ID、パスワード(以下「証明書等」といいます)が必要です。

証明書等を利用したシステムは、学校

法人が自法人のデータ領域に確実にアクセスでき、また、第三者からは決してアクセスできないように構築されています。証明書等に関しては、次のことにご注意ください。

- ① 証明書は、調査等の事業団業務を担当者の許可した担当者の端末にインポートすることとしてください(責任者の把握していない端末にインポートすると、情報の流出や改ざんに繋がる可能性があります)。
- ② セキュリティを維持するために、証明書等については、適切な保管をお願いいたします。

※証明書等は、学校法人基礎調査の書類に同封するなどし、学校法人へ送付し

「経営改善計画立案・実施のための基礎知識」をホームページに掲載しました

経営改善計画を作成する学校法人の参考のために、標準的に計画に盛り込むべき項目とその記入例及び具体的なサンプルを本事業団ホームページ (http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm) に掲載しましたので、お知らせします。

十八歳人口の減少や大学間競争の激化などにより、私学を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。平成二十年度に定員割れをしている大学は四七・一%、十九年度に帰属収支差額比率がマイナスの大学法人は三四・五%と、私学の経営状況は悪化し経営困難に陥る学校法人も出てきています。

各学校法人においては、経営の充実・強化を図ることがこれまで以上に求められており、早期に自らの経営上の問題点を把握し、その解決に積極的に取り組む必要があります。

また、十九年八月に公表された「学校法人活性化・再生研究会―最終報告」においても、経営困難状態(いわゆるイエローゾーン)に位置する学校法人は正常状態への回帰を目指して、期限と目標を明確にした経営改善計画の早期立案、実施が必要であり、本事業団はその作成を支援することが求められています。

この報告を受けて、本事業団では、二十年度の経営相談より、経営相談の実施項目の中に「経営改善計画の作成支援

を追加しています。

経営相談においては、各学校法人が経営改善計画を作成するにあたって盛り込むべき「学生募集対策と学生数・学納金等計画」、「人事政策と人件費の削減計画」、「施設設備計画」等の項目それぞれについて「現状」、「問題点と原因」、「対応策」を洗い出すために現地ヒアリングを実施しています。また、この計画は目標と期限を明確にすることが重要であるため、文章だけでなく資金計画を同時に作成していただき、その検証を本事業団が行うことで実効性を高めたいと考えています。

今回は、将来へ向けた経営基盤の安定的確保のために経営改善計画を作成し、実施しようとする学校法人の参考となるよう、記入例と具体的なサンプルを掲載しました。本記入例とサンプルを参考に、経営改善計画の策定や経営課題の共通理解など、学園一体となった経営改善につなげていただければ幸いです。

なお本記入例及びサンプルは、一つの参考例ですので、各学校法人の実態に合わせて適宜修正を加えたいうえでご活用ください。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

私学経営情報センター 経営支援室

☎〇三（三三三〇）七八二八

Eメール shien@shigaku.go.jp

表 平成21年度の掛金率

※介護分掛金率は、20年度の0.833%を0.01%引き上げ、0.843%になりました。本誌3月号でお知らせしました見込みの率0.846%と異なりますのでご注意ください。

①40歳以上65歳未満の加入者 ()内は20年度の掛金率 (単位：%)

区分	短期掛金率					長期掛金率				合計
	短期給付分	介護分	事務費分	福祉事業分	計	長期給付分	事務費分	福祉事業分	計	
甲種加入者	6.52	0.843 (0.833)	0.08	0.12	7.563 (7.553)	12.230 (11.876)	0.08	0.12	12.430 (12.076)	19.993 (19.629)
乙種加入者等(注)	6.52	0.843 (0.833)	0.08	0.19	7.633 (7.623)	—	—	—	—	7.633 (7.623)
丙種加入者	—	—	—	—	—	12.230 (11.876)	0.08	0.19	12.500 (12.146)	12.500 (12.146)
任意継続加入者	6.52	0.843 (0.833)	0.08	0.12	7.563 (7.553)	—	—	—	—	7.563 (7.553)

②40歳未満の加入者及び65歳以上の加入者 ()内は20年度の掛金率 (単位：%)

区分	短期掛金率					長期掛金率				合計
	短期給付分	介護分	事務費分	福祉事業分	計	長期給付分	事務費分	福祉事業分	計	
甲種加入者	6.52	—	0.08	0.12	6.72	12.230 (11.876)	0.08	0.12	12.430 (12.076)	19.150 (18.796)
乙種加入者等(注)	6.52	—	0.08	0.19	6.79	—	—	—	—	6.79
丙種加入者	—	—	—	—	—	12.230 (11.876)	0.08	0.19	12.500 (12.146)	12.500 (12.146)
任意継続加入者	6.52	—	0.08	0.12	6.72	—	—	—	—	6.72

(注) 乙種加入者等…乙種加入者、協定特例加入者、放送大学、法科大学院への公務員派遣加入者

◎掛金の負担は、従来どおり、甲種・乙種・丙種加入者については、加入者と学校法人等が折半負担、任意継続加入者については全額加入者負担となります。

◎都道府県補助金は、標準給与の月額にかかる長期掛金に対して補助されます。賞与等の額にかかる長期掛金に対して補助はありません。

平成二十一年度の掛金率が確定しました

共済業務

平成二十一年度の掛金率につきましては、本誌三月号に見込みを掲載しましたが、介護分掛金率が臨時の共済運営委員会です承され、表のとおり確定しましたのでお知らせします。

■特定保険料率に相当する掛金率とは
平成二十年四月に長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が創設され、私学事業団等の医療保険者は、それまでの老人保健制度への拠出金等に代わり長寿医療制度への支援金等を拠出していきます。
この支援金等について、現役世代が高齢者の医療費に対してどの程度の支援を行っているかを周知するという観点から、健康保険法においては基本保険料率及び特定保険料率を表示することとなりました。
私学共済においても、加入者の皆様が負担している短期掛金率のうち、特定保険料率に相当する掛金率(表1参照)について、お知らせします。

[表1]平成21年度分短期掛金率(介護分を除く)(加入者と学校法人等で折半負担)

短期給付分		事務費分	福祉事業分	計
6.52%		0.08%	0.12%	6.72%
基本保険料率相当掛金率 4.24%	特定保険料率相当掛金率 2.28%			

短期掛金率のうち「特定保険料率に相当する掛金率」のお知らせ
平成二十一年度分は
六・七二%のうち二・二八%

21年度分の特定保険料率相当掛金率の算出

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{支援金等の額} \\ \text{(670億円)} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{私学共済加入者の総標準給与額} \\ \text{及び賞与額 (2兆9,334億円)} \end{array} \right]}{2 \text{ (折半負担)}} \div 1.14\%$$

●任意継続加入者は、短期給付分（6.52%）のうち特定保険料率相当掛金率は2.28%です。

■算出方法
 特定保険料率に相当する掛金率の算出方法は、支援金等の額を私学共済加入者の総標準給与額及び賞与額（見込み額）で除して求めます。さらに加入者と学校法人等が折半負担であることから、その二分の一が加入者の負担分となります。二十一年度の加入者負担分は、一・一四%

[表2]平成21年度分 短期掛金額のうち特定保険料率相当掛金額(加入者負担分の内訳表示) (単位:円)

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額	短期掛金額(注1) 3.36%(6.72%×1/2)	特定保険料率相当掛金額(注2) 1.14%(2.28%×1/2)
1	98,000	100,999まで	3,292	1,117
2	104,000	101,000～106,999	3,494	1,185
3	110,000	107,000～113,999	3,696	1,254
4	118,000	114,000～121,999	3,964	1,345
5	126,000	122,000～129,999	4,233	1,436
6	134,000	130,000～137,999	4,502	1,527
7	142,000	138,000～145,999	4,771	1,618
8	150,000	146,000～154,999	5,040	1,710
9	160,000	155,000～164,999	5,376	1,824
10	170,000	165,000～174,999	5,712	1,938
11	180,000	175,000～184,999	6,048	2,052
12	190,000	185,000～194,999	6,384	2,166
13	200,000	195,000～209,999	6,720	2,280
14	220,000	210,000～229,999	7,392	2,508
15	240,000	230,000～249,999	8,064	2,736
16	260,000	250,000～269,999	8,736	2,964
17	280,000	270,000～289,999	9,408	3,192
18	300,000	290,000～309,999	10,080	3,420
19	320,000	310,000～329,999	10,752	3,648
20	340,000	330,000～349,999	11,424	3,876
21	360,000	350,000～369,999	12,096	4,104
22	380,000	370,000～394,999	12,768	4,332
23	410,000	395,000～424,999	13,776	4,674
24	440,000	425,000～454,999	14,784	5,016
25	470,000	455,000～484,999	15,792	5,358
26	500,000	485,000～514,999	16,800	5,700
27	530,000	515,000～544,999	17,808	6,042
28	560,000	545,000～574,999	18,816	6,384
29	590,000	575,000～604,999	19,824	6,726
30	620,000	605,000～634,999	20,832	7,068
31	650,000	635,000～664,999	21,840	7,410
32	680,000	665,000～694,999	22,848	7,752
33	710,000	695,000～729,999	23,856	8,094
34	750,000	730,000～769,999	25,200	8,550
35	790,000	770,000～809,999	26,544	9,006
36	830,000	810,000～854,999	27,888	9,462
37	880,000	855,000～904,999	29,568	10,032
38	930,000	905,000～954,999	31,248	10,602
39	980,000	955,000～1,004,999	32,928	11,172
40	1,030,000	1,005,000～1,054,999	34,608	11,742
41	1,090,000	1,055,000～1,114,999	36,624	12,426
42	1,150,000	1,115,000～1,174,999	38,640	13,110
43	1,210,000	1,175,000以上	40,656	13,794

(二・二八%×二分の一)となりました。
 なお、この一・一四%は短期掛金率の内訳を表示しているものであり、新たな負担が生じるものではありません。
 表2は、短期掛金額のうちの加入者が負担している特定保険料率に相当する掛金額を標準給与の等級別に表示したものです。

長寿医療制度への支援金等とは
 前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者給付拠出金、病床転換支援金等（老人保健拠出金の精算分を含む）をいいます。

「特定保険料率相当掛金率」と「基本保険料率相当掛金率」とは
 「特定保険料率相当掛金率」は、支援金等に充てるための掛金率をいい、「基本保険料率相当掛金率」は、加入者の医療給付費等に充てるための掛金率をいいます。

(注1)短期掛金額には、事務費分及び福祉事業分掛金額を含み、介護分掛金額は含みません。円未満切り捨て。

(注2)特定保険料率に相当する掛金額は、短期掛金額の内訳であって新たな負担が生じるものではありません。

平成二十一年度の特定健康診査の概要について 六月下旬に特定健康診査の案内を送付します

二十年度の特定健康診査の実施については、健診結果の提供等にご協力をいただき、ありがとうございました。
また、二十年度の特定保健指導は、環境等の整備が不十分なことから、実施を見送ることとなりましたことをおわびいたします。
二十一年度の特定健康診査については、次のとおり実施しますので引き続きご協力をお願いいたします。



1. 対象者

私学事業団の短期給付（健康保険）の適用を受ける方で、二十一年度中に四十歳から七十五歳となる方
※年度途中で資格喪失や被扶養者取消等の異動がある方や厚生労働大臣が定める特定健康診査除外者は対象となりません。

2. 実施方法

六月下旬に、本事業団から特定健康診査の実施要領等を記載した案内書、対象者リスト、被扶養者への案内書及び特定健康診査受診券等を学校法人等へ送付します。内容を確認のうえ手続きをお願いします。

■加入者本人の特定健康診査

学校法人等が学校保健法（労働安全衛生法）に基づいて実施する定期健康診断を活用することになりますので、特定健康診査の検査項目の受診もれがないかを確認のうえ本事業団に提供してください。

（注）「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準省令の一部改正（平成二十年十一月十八日厚生労働省令第一五九号）」が公布されました。二十一年度からは、特定健康診査等の対象年齢が、これまでの「四十歳以上七十四歳以下」から「四十歳以上七十五歳以下」に改正されました。

対象者については、対象者リスト（六月下旬に特定健康診査のご案内と一緒に送付します）でご確認ください。

特定健康診査に関する記録の写しの提供については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第二十七条及び厚生労働省令第十四条により事業主（学校法人等）に義務付けられています。

(1) 提出形態

① X M L形式の電子データファイル
国の標準的なデータファイル仕様に準じたもの
② C S Vファイル等の電子データ

①に準じたC S Vファイルや私学共済事業ホームページに掲載しているE X C E Lの入力フォーマットを使用したファイル等
③ 紙によるデータ

健診結果票の写し等又は私学共済事業ホームページに掲載している特定健康診査受診結果票（標準例）

注意

必須項目に記載もれないようご注意ください。

特に記載もれが多い項目

加入者番号、氏名フリガナ、質問項目（必須四項目又は標準的な質問票（二二項目）、腹囲、L D Lコレステロール

*なお、健診機関に定期健康診断を委託する場合は、X M L形式の健診結果データの交付が可能な健診機関をご利用くださいますようご協力をお願いします。

(2) 提出方法

①又は②による場合は、F D又はC D I R等の電子媒体に保存し、①②③のいずれの形態であっても、書留、簡易書留等の受け取りの確認できる方法により提出してください。

注意

* F D又はC D I R等の電子媒体には、内訳を記入したラベルを貼付又は直接記入してください。

* 提出の際は、本事業団から案内時に送付する内訳報告書に、学校名・学校記号番号・提出媒体・データ形式・データ件数等を記入のうえ添付してください。

(3) 提出期限

平成二十一年九月三十日（水）

十月以降に定期健康診断を実施する学校法人等については二十二年一月末までに提出してください。

注意

* 期限を過ぎますと保健指導に要する期間を実施年度内に確保できなくなる場合がございますので、健診終了後速やかに提出してください。

* 提出日より特定保健指導が二十二年度となることもありますが、期限にかかわらず健診終了後速やかに提出してください。

■被扶養者の特定健康診査

本事業団が発行する「特定健康診査受診券」を使用し、指定する実施機関で受診していただきます。特定健康診査にかかる費用は今年度も無料とします。

前述の本事業団から送付する案内書に同封する「案内書（被扶養者向け）」等を、加入者を経由して、対象となる被扶養者に配付してください。

「特定健康診査受診券」の有効期限は二十二年二月三十一日までとなっています。

平成21年度 私学事業団海外研修旅行（加入者コース）の募集

— 見聞・視野を広げる機会として、ぜひご参加ください —

【詳しくは、海外研修旅行パンフレット（4月上旬配付開始）、私学共済事業ホームページをご覧ください】

コース	内 容	旅 行 期 間	日数	旅行代金	一人部屋追加代金
夏 期	A-1 ドイツ周遊教養の旅（関西国際空港発着）	8月18日（火）～8月27日（木）	10	273,000円	75,000円
	A-2 フランス周遊教養の旅（成田空港発着）	8月11日（火）～8月20日（木）	10	309,000円	80,000円
	A-3 イギリス・フランス周遊教養の旅 （成田空港発着）	8月4日（火）～8月13日（木）	10	309,000円	90,000円
	A-4 中欧諸国周遊教養の旅 ドイツ・チェコ・ オーストリア（関西国際空港発着）	8月5日（水）～8月14日（金）	10	279,000円	70,000円
	A-5 ドイツ・スイス・フランス周遊教養の旅 （成田空港発着）	8月12日（水）～8月21日（金）	10	307,000円	80,000円
冬 期	A-6 スペイン周遊教養の旅（成田空港発着）	12月29日（火）～1月7日（木）	10	325,000円	70,000円
	A-7 イタリア4都市周遊教養の旅（成田空港発着）	12月29日（火）～1月7日（木）	10	299,000円	70,000円

共
済
業
務

●参加資格

- ・加入者（任意継続加入者を含む）とその配偶者、父母、12歳以上の子・孫
- ・18歳未満の場合は成人の同行者が必要です。

●参加申込受付期間

夏期コース：4月20日（月）～6月5日（金）必着
冬期コース：9月1日（火）～10月9日（金）必着

◎パンフレット・申込書のお取り寄せ先 （株）日本旅行 赤坂公務営業部

〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-28
赤坂一丁目森ビル3階「私学事業団 海外研修旅行」係
☎ 03(3586)4631 FAX 03(3586)4735
Eメール：yasuyo_ichikawa@nta.co.jp
担当者：市川、室橋、津田、瀬尾
営業時間 9：30～17：30（土・日・祝日は休み）

ノイシュバンシュタイン城
ドイツ（イメージ）



シェーンブルン宮殿／オーストリア（イメージ）

学校の福利厚生担当者を 対象とする セミナーのご案内

教職員生涯福祉財団では、教育委員会、国立大学法人、私立学校等の福利厚生担当者を対象として、生涯生活設計の必要性や実践的な知識・技術を習得いただくことをねらいとした「生涯生活設計セミナー」を文部科学省の後援のもと開催しています。

■内容

二日間にわたるセミナーで、一日目はご自身の生涯生活設計の必要性を体感していただき、二日目の午後は、国立大学法人等の事例紹介やセミナーを企画・運営する際のポイントを解説します。

■日程・会場

第一回 平成二十一年七月二日～三日

会場 ホテルフロラシオン青山

第二回 平成二十一年七月九日～十日

会場 ホテルアウイーナ大阪

■参加費 三、〇〇〇円

■申込締め切り日

平成二十一年五月十三日（水）必着

■詳細・申し込み等についての お問い合わせ先

財団法人 教職員生涯福祉財団

事業部「セミナー担当」

☎ 〇三（五三六八）一八八二

Eメール 011@kyosyokuinzaidan.com

58歳に到達した加入者を対象に

「私学ねんきんメール」をお送りします

社会保険庁では、平成21年4月から国民年金・厚生年金保険の被保険者(過去の被保険者を含む)に保険料納付実績や年金見込額等の年金個人情報を知りたい方を対象に「年金加入記録等のお知らせ(私学ねんきんメール)」を送付します。

これは、年金請求前に年金加入状況等を確認してもらい、将来の年金受給権を意識してもらうために送付するものです。

1 送付対象者

58歳に到達した加入者

2 送付時期

58歳の誕生日

3 送付物

- ①私学ねんきんメール
- ②リーフレット



4 送付方法及び送付先

毎月、対象者を抽出し、個人あての親展封筒に送付物を封入し、学校単位で各学校法人等あてに送付しますので、所属の加入者にお渡しください。

送付の際、学校法人等あてに送付状兼対象者一覧表及びリーフレットを同封します。

5 記載内容

- ①年金加入記録(加入者番号・学校等名称・資格取得年月日・退職年月日・期間の種類・加入月数・これまでの年金となる月数)
- ②年金となる月数(平成15年3月以前、平成15年4月以後、合計)
- ③平均標準給与月額及び平均標準給与額
- ④受給開始年齢
- ⑤受給開始年月
- ⑥現行法令上での年金見込額(特別支給及び本来支給の退職共済年金)

 60歳未満の加入者及び元加入者の方で、社会保険庁と同様に標準給与の月額・標準賞与の額及び掛金額の本人負担額を知りたい方は、「標準給与の月額等情報提供依頼書」を本事業団に請求し、必要事項を記入のうえ提出すると、個人あての親展封筒により、本人申し出のご住所に送付します。

一定年齢(58歳)以外の加入者及び元加入者が年金個人情報を知りたい場合、次の方法があります。

◎年金情報提供サービス(ID・パスワード認証方式)による閲覧

- (1) 対象者
60歳未満の加入者及び元加入者で私学ねんきんメールと同等の情報を希望する方
- (2) 申し込み方法
私学共済事業ホームページからID・パスワードの取得申請をしてください。
- (3) 閲覧方法
本事業団からID・パスワードが郵送されたら、私学共済事業ホームページからID・パスワードを入力し閲覧してください。
- (4) 表示内容
左記の「5記載内容」と同等なものが表示されます。
ただし、50歳未満の方は「①年金加入記録」のみが表示されます。

◎「私学ねんきんメール請求依頼書」による随時請求

- (1) 対象者
60歳未満の加入者及び元加入者
- (2) 申し込み方法
本事業団に「私学ねんきんメール請求依頼書」を請求し、必要事項を記入のうえ提出してください。
- (3) 送付方法及び送付先
個人あての親展封筒により、本人申し出のご住所に送付します。
- (4) 記載内容
左記の「5記載内容」と同等なものが表示されます。
ただし、50歳未満の方は「①年金加入記録」のみが表示されます。

みんなのしがくきょうさい 私学共済制度の基礎知識 ②

第2回は私学共済制度のポイントと加入者と私学共済制度との関わりについて説明します。

共済業務

私学教職員の福利厚生充実

私学共済制度は、国・公立とともに日本の教育を担う私学教職員の医療や年金などの福利厚生を充実する目的で昭和29年1月1日に設立されました。

●●● 私学共済制度のポイントは ●●●

■加入資格や掛金など

- 学校に常時勤務し給与を受ける方は強制適用されます。
- 資格を取得した方に加入者証(保険証)を交付します。
- 給与を一定の給与表に当てはめ標準給与の月額を決定し、掛金と給付の算定基礎にします。
- ご家族は要件を満たすと被扶養者に認定されます。
- 掛金は3つの事業を行う費用で、加入者と学校法人等の折半負担となります。平成21年度の掛金率は19.993%、介護掛金の負担のない40歳未満の方は19.150%となっています。
- 70歳以上の在職者は長期給付の適用からはずれません。
- 75歳以上の在職者は短期給付の適用からはずれません。

■短期給付事業

● 短期給付は加入者と被扶養者の病気や休業などに対する給付で、一般の健康保険に当たるものです。給付内容は保健、休業、災害の3種に大別されます。

保健給付 病気や負傷、死亡にかかる法定給付のことで、病院等で医療サービスを受けたときの療養の給付などです。

休業給付 病気や出産などで休業したときに支給されるもので、傷病手当金、出産手当金などです。

災害給付 被災されたときの弔慰金や災害見舞金などです。

- 短期給付には法定給付に加えて付加給付があります。

■長期給付事業

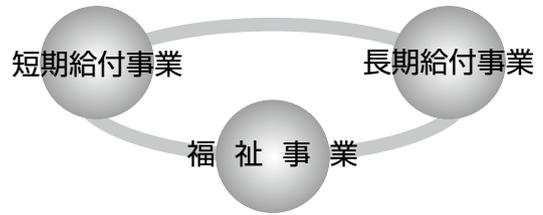
- 長期給付は加入者と加入者であった方の退職、障害、死亡を給付事由とする年金を決定して支給します。
- 私学共済の年金は国民年金の基礎年金の上乗せ給付と位置づけられており、給付構造は次のとおりです。

共済年金	職域部分	夫名義の年金
	給与比例部分	
国民年金	基礎年金	妻名義の年金
	基礎年金	

■福祉事業

- 福祉事業には保健、医療、宿泊、貯金、積立共済年金、共済定期、生涯生活設計支援、貸付けの8事業があります。
- 保健事業として20年度から実施している特定健康診査・特定保健指導はメタボリックの防止、糖尿病などの予防を目的とする重要な事業と位置づけられています。

私学共済制度は 3つの事業を一体で運営



加入者からみた私学共済事業 (就職から退職までの歩みと私学共済との関わり)	
加入者	私学共済(業務)
私学 就職	共済加入 確認通知・加入者証 資格
結婚	被扶養者申請 結婚手当金 確認通知・加入者証 送金 資格 短期給付
出産 (加入者本人)	出産費、出産費付加金 送金 短期給付
出産 (被扶養者)	家族出産費、家族出産費付加金 送金 短期給付
出産による 欠勤 (加入者本人) (給与減額の場合)	出産手当金 送金 短期給付
病気やケガ による欠勤 (給与減額の場合)	傷病手当金 送金 短期給付
学校 入学	教育貸付 貸付金送金、貸付償還通知 貸付
住宅購入・建築	住宅貸付 貸付金送金、貸付償還通知 貸付
60歳在職者	退職共済年金 年金決定 年金
退職	退職共済年金(改定) 年金改定、年金支給 年金

*加入者の各種手続きは学校法人等を通して行います。



〒113-8441
文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
ご照会の際には、学校番号、加入者番号をお
手元にご用意くださるよう、お願いします。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

積立貯金の前期募集が始まります

前期申込期間 4月27日(月)～5月25日(月)

積立貯金の新規申し込み、既加入者の積立金額変更及び中断している積立貯金の復活を希望される場合は、申込期間内に手続きをしてください。

◆制度のあらまし

・利率 年0.60% (半年複利・3月1日現在)

・積立金額単位 1,000円単位

・積み立て方法

①定時積立金

毎月の給与から控除して積み立て

②臨時積立金

年3回、夏期・冬期・春期の賞与等から控除して積み立て

※臨時積立金のみの積み立てはできません

・今回の申し込みによる積み立て開始

6月の給与から(払込期限は7月10日(金))

◆申し込み方法

次のとおり、所定の用紙で申し込んでください。

・新規加入 「貯金加入申込書」

・積立金額の変更 「積立金変更申込書」

・積立貯金の復活 「積立中断・復活届書」

共済事務担当者は、加入者から提出された書類を学校単位で一括して「貯金関係書類送付内訳書」を添付のうえ、申込期間内に提出してください。

◆送付先(貯金関係書類専用)

〒101-8709

日本郵便神田支店私書箱第103号

私学事業団共済事業本部 福祉部保健課貯金係

積立共済年金・共済定期保険・アイリスプラン 関係書類の送付先等が変更になりました

平成21年4月1日から事務処理方法の変更に伴い、「積立共済年金」「共済定期保険」「アイリスプラン」にかかる関係書類送付先及び相談電話番号が、下記のとおり変更となりました。お間違えのないようにご注意ください。

◆送付先

〒113-8441

東京都文京区湯島1-7-5

私学事業団共済事業本部 福祉部保健課貯金係

☎03-3813-5321(代)

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

住宅貸付平成21年度団体信用生命 保険料充当金の料率が決まりました

平成21年度の加入者が負担する保険料充当金の料率は、20年度と同様の1万円につき2円77銭となりました。

団体信用生命保険に加入している借受人の所属する学校には、3月13日に個人別の保険料充当金変更通知書(20年度末の貸付残高を基に算出した充当金額)を送付しました。

加入者貸付けの定期償還期限が変わります

これまで、加入者貸付けの定期償還の期限は毎月5日として取り扱っていましたが、平成21年5月に通知する定期償還の期限(21年6月6日)以降は毎月6日を定期償還期限として取り扱います。

なお、詳細は私学共済事業ホームページの事務担当者コーナー(今月のニュース)をご参照ください。

4月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
5日(日)	貸付 3月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 申込・任意償還申出締切
20日(月)	貯金 送金
22日(水)	貸付 送金
24日(金)	貯金 払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切
27日(月)	貯金 前期加入申込開始
28日(火)	掛金 3月分口座振替(自振校のみ) 貸付 4月分定期償還口座振替(自振校のみ)
30日(木)	掛金 3月分納期限 貸付 翌月22日送金申込締切

5月の共済業務スケジュール

5日(火)	貸付 4月分定期償還期限
7日(木)	貸付 送金
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 申込・任意償還申出締切

INFORMATION

助成業務

〒102-8145
千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)
http://www.shigaku.go.jp/s_home

月報私学3月号の訂正

本誌21年3月号(VOL. 135)の「平成21年度私学関係予算(案)の概要」の記事において誤りがありましたので、おわびして、下記のとおり訂正いたします。

3頁 16行目

誤 「私立幼稚園設備費補助」

正 「私立幼稚園施設整備費補助」

刊行物のご案内

「今日の私学財政」等刊行物は、NPO法人学校経理研究会を通じて購入できます。

購入を希望される方は、NPO法人学校経理研究会(☎03-3239-7903)にお問い合わせください。

【販売中の主な刊行物】()内は発行月

○私学経営情報第26号(21年3月)

『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編/平成20年7月調査-少子化時代を生き抜く-

定価2,500円(税込み)※送料別途

○私学経営情報第27号(21年3月)

「平成20年度版 大学経営の事例集 ～大学経営を成功に導くために～」

定価1,600円(税込み)※送料別途

○私学経営情報第28号(21年3月)

「平成20年度版 私立高等学校のこれからを考える」

定価1,600円(税込み)※送料別途

上記刊行物のほかにも、「今日の私学財政」「学校法人の経営に関する実務問答集《第三次改訂版》」などが購入できます。販売中の刊行物については、学校経理研究会ホームページ(<http://www.keiriken.net/>)をご覧ください。

経営相談のご案内

私学経営情報センターでは、学校法人の経営の改善及び安定に寄与するため、経営相談を実施しています。下記のとおりご案内しますのでぜひご活用ください。

【相談内容の例】

- ①経営改善計画の作成支援
- ②管理運営、組織の活性化
- ③教育条件の改善
- ④財務の分析・比較
- ⑤学生生徒等の確保
- ⑥人事政策・人件費の見直し
- ⑦収入の確保、経費の節減
- ⑧その他の課題

様々な相談事項に応じて財務分析資料や教育条件の比較資料などを作成し、問題の解決、又は今後のご参考になるよう、お手伝いをさせていただきます。

経営相談の申し込みについては、ご案内を3月頃に大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中学校・中等教育学校・小学校の各学校法人理事長あてに送付いたします。必要事項を記入のうえ、お申し込みください。

◎申込締め切り日：4月17日(金)

私学経営情報センター 経営支援室

☎03(3230)7831

Eメール shien@shigaku.go.jp

「平成20年度 私立学校の現況」をご活用ください

21年3月に20年度の各学校法人の学生生徒等納付金、人件費等について集計した「平成20年度私立学校の現況」を刊行し、大学法人から小学校法人を対象に発送しました。ぜひご活用ください。

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230)7844・7845

Eメール center@shigaku.go.jp

編集
だより

◆先日実施しました広報誌に関するアンケート調査にご協力いただき、誠にありがとうございます。お寄せいただいた意見をもとに今後もよりよい広報誌づくりに努めていきます。なお、アンケートの結果は、集計後、本誌等にてお知らせする予定です。

◆21年度よりデザインも新たになりました。表紙写真につきましては引き続き学校法人等の皆様より「私立学校の学園風景」というテーマで広く募集しています。応募方法など詳しくは本誌21年2月号または本事業団ホームページをご確認ください。

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

7年に一度の「善光寺御開帳」



御開帳・中日庭儀大法要

写真提供：善光寺

善光寺本堂に安置されている御本尊「一光三尊阿弥陀如来」は秘仏となっており、鎌倉時代に御身代わりとして前立本尊(重要文化財)が造られ、普段は宝庫に安置されています。今年は7年に一度の御開帳の年で、4月5日から5月31日まで特別に前立本尊を拝観することができます。ぜひ、この機会にお越しください。

すずかる荘のおすすめ宿泊プラン

スプリングプラン

平成21年4月1日～4月24日
 1泊2食 1名様
 (1室3名様利用)

大人 **8,000円**
 小人(小学生まで) **4,600円**

新緑プラン

平成21年5月7日～6月30日
 1泊2食 1名様
 (1室3名様利用)

大人 **8,800円**
 小人(小学生まで) **4,600円**

※土曜日の宿泊は通常料金となります。

志賀高原「やまゆり荘」でも、御開帳期間中通常より1,050円お得な「善光寺御開帳プラン」をご用意しています。●お問い合わせ やまゆり荘 ☎0269(34)2102

軽井沢 すずかる荘

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267(45)7311
 (新幹線軽井沢駅からしなの鉄道で中軽井沢駅下車徒歩10分)

融資事業のご案内

平成21年度融資のご相談お待ちしております!

■融資金利表(平成21年4月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等(一般施設費)	1.9 年%	1.3 年%	1.2 年%
寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等(特別施設費)	2.0	1.4	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象(教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.9
大型設備・情報技術整備等(教育環境整備費)	—	1.3	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧費、公害対策費等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、
 長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・
 元金均等返済です。

施設整備に、「安心で安定感ある」事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

平成21年度融資のご相談を承っています。
 お気軽にお問い合わせください。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862 ~ 7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

今月の表紙

桜満開の春のキャンパス

創価大学では、八重桜やソメイヨシノ、シダレザクラ等2,500本の桜がキャンパスを彩ります。